

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市人事委員会委員長 児玉 武雄

新潟市人事委員会規則第13号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第28条第6項ただし書」を「第28条第7項ただし書」に改める。

第8条第2項第3号ア中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第10条第1項、第11条及び第13条中「第28条第7項」を「第28条第8項」に改める。

第23条第1項第1号中「100分の110以上100分の180」を「100分の115以上100分の190」に、「100分の134以上100分の220」を「100分の139以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の98.5以上100分の110」を「100分の103.5以上100分の115」に、「100分の119.5以上100分の134」を「100分の124.5以上100分の139」に改め、同項第3号中「100分の87」を「100分の92」に、「100分の107」を「100分の112」に改め、同項第4号中「100分の87」を「100分の92」に、「100分の107」を「100分の112」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の49.5」に、「100分の54.5」を「100分の59.5」に改め、同項第2号中「100分の41」を「100分の46」に、「100分の51」を「100分の56」に改め、同項第3号中「100分の41」を「100分の46」に、「100分の51」を「100分の56」に改める。

6」に改める。

別記様式第1号中「第28条第7項」を「第28条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。